備考　軽油を燃料とする特定特殊自動車であって定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のものに係るブローバイガスとして排出される炭化水素の量の許容限度は、当該特定特殊自動車について次の表に定める許容限度を適用する場合には、適用しないことができる。

非メタン炭化水素（排気管から排出されるもの及びブローバイガスとして排出されるものに限る。）	軽油を燃料とする過給機付の特定特殊自動車であって、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	八モードによる測定又はRMCによる測定の平均値並びに暖機状態でのNRTCによる測定及び冷機状態でのNRTCによる測定であって、暖機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和をNRTCによる仕事量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値	一キロワット時当たり〇・七グラム（定格出力が五十六キロワット以上五百六十キロワット未満の特定特殊自動車にあっては、一キロワット時当たり〇・一九グラム）

別表の第三粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項を次のように改める。

粒子状物質のうちディーゼル黒煙	軽油を燃料とする特定特殊自動車であって、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	無負荷急加速時の測定	光吸収係数〇・五〇m^{-1}

別表の第三備考に次の三号を加える。

三　法第十一条第二項又は第十七条第一項ただし書の規定の施行の際、別表第一及び別表第二の適用を受けていない軽油を燃料とする特定特殊自動車に係るこの表の適用については、粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項の規定は、適用しない。

四　法第十一条第二項又は第十七条第一項ただし書の検査を受けて使用しようとする際、平成二十二年三月十八日環境省告示第十八号による改正後の別表第一及び別表第二の適用を受けていない軽油を燃料とする特定特殊自動車（法第十一条第二項又は第十七条第一項ただし書の規定の施行の際、別表第一及び別表第二の適用を受けていないものを除く。）に係るこの表の適用については、粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項中「光吸収係数〇・五〇m^{-1}」とあるのは、「四十パーセント（定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満の特定特殊自動車にあっては三十五パーセント、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満の特定特殊自動車にあっては三十パーセント、定格出力が七十五キロワット以上五百六十キロワット未満の特定特殊自動車にあっては二十五パーセント）」とする。

五　法第十一条第二項又は第十七条第一項ただし書の検査を受けて使用しようとする際、平成二十五年三月二十八日環境省告示第三十三号による改正後の別表第一及び別表第二の適用を受けていない軽油を燃料とする特定特殊自動車（平成二十二年三月十八日環境省告示第十八号による改正後の別表第一及び別表第二の適用を受けていないものを除く。）に係るこの表の適用については、粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項中「光吸収係数〇・五〇m^{-1}」とあるのは、「二十五パーセント」とする。

官庁報告

官庁事項

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第二十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

平成二十五年二月二十七日　瀬戸内海広域漁業調整委員会会長　原　一郎

1　定義

この指示において「瀬戸内海」とは、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条において定められた水域をいう。なお、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分は次表下欄のとおりとする。

紀伊水道	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点 基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点 基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点 基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点 一　和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線 二　大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線 三　兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫埼を結んだ線 四　小鳴門水道東口小鳴門橋	
大阪湾	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点 基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点 基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点 基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点 一　大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線 二　兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線	
播磨灘	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一　兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 二　兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫埼を結んだ線	